

コロナ禍における質的調査と権利擁護

—— 外国人住民を対象とした生活実態調査を事例として ——

安 里 和 晃

1. はじめに

本稿は、新型コロナウイルス感染症の拡大の中で行われた互恵性を念頭に置いた「コロナ禍における外国人住民の実態」に関するフィールド調査の実践について記すものである⁽¹⁾。京都では、観光業や飲食業をはじめとする第三次産業が盛んだが、早くも1月から観光客減少の影響が現れていた。筆者は、苦境に立つ外国人住民を対象とした調査の必要性を感じていたものの、調査方法のありかたを模索していた。人々に確実にアプローチでき、なんらかの形で互恵性を持つ調査の方法はないかと思案し、4月前半は謝金を支払って、簡単なオンラインでのアンケート調査と電話による聞き取りを実施した。わずか20名余りを対象としたプレリサーチだが、失業・休業により経済的に困難な人々が急増していることがわかった。しかし、予算との兼ね合いから、聞き取りを大幅に拡充するのは無理だった。

5月からは、学生の発案で、フードバンクと協力して食糧配布をおこない、アンケートや電話による調査に加えて、対面での調査を実施することにした。コロナ禍における対面調査では感染拡大防止のためマスクの着用や「距離を取る」ことなど注意を払う必要があったが、生活実態を把握するうえで意義があると思われた。食糧配布にあたっては、食糧の調達と管理、さらには配布手段の確保という多くのロジスティックを必要としたが、訪問そのものは対象者に受け入れられたため、実施の効果があつた⁽²⁾。

2021年1月時点の訪問世帯は160世帯を超える。教会やモスク、支援団体を通じて配布した世帯を含めると300世帯近くになるであろう。初期の対象は京都市内のみだったが、その範囲は徐々に滋賀県、三重県、愛知県など近隣府県に広がった。また、10カ国語での

(1) コロナ禍における外国人住民の実態に関する調査は、筆者他、本間桃里（京都大学人間・環境学専攻科大学院博士後期課程）、山淵あいり（京都大学大学院文学研究科博士前期課程）と共同で行ったものであり、情報を共有している。また、休業給付金などの申請手続きは主に本間桃里が担った。

(2) 調査の実施については、大学のガイドラインに準拠した。また、第三波の到来に対しては、抗体抗原検査を定期的実施して食糧配布に臨んだ。

アンケート調査も5月から7月末にかけて行われた。紙媒体で配布したアンケートの回答を除き、約600の回答を得た。食糧配布に関していえば、国籍別にはフィリピンが最も多く、次いで中国などとなっている。

食糧配布は2021年1月以降も継続を予定している。すでに配布の拠点も形成されつつあるし、より困難を抱える世帯に対して継続的な配布をおこなうことで、時系列的に状況を把握している。また、調査のプロセスで特別定額給付金、休業給付金、生活保護などの行政サービスにつなげた方がよいと思えたケースに遭遇したときは、適宜、行政書士などの専門家に照会したり、筆者らで対応したりした。

本調査はコロナ禍における雇用状況を把握するという点で緊急性があった。とはいえ、調査自体を超えた、食糧配布、行政サービスへの接続といった権利擁護や、「不法滞在者」に対する支援の実施は倫理的な問題であって、通常は学術上の必要性から生じるものではない。研究者として政治体制、紛争、犯罪、人権、シチズンシップ、ジェンダーなどに係る社会問題を扱う際、なんらかのコミットをおこなうことは多い。しかし、コミットする正統性は調査とは別のところに発生する倫理的なことである (Hastrup and Elsass, 1990)。筆者が学術的な必要性以外にも調査対象者にコミットしてきたのは以下の理由による。

第1に、緊急性があったからである。新型コロナウイルス感染症（以下コロナ）のもたらした経済的影響は多大であり、かつ長期化した。後述の通り、外国人住民はコロナ以前からフルタイム直接雇用者比率が低く、収入が低く、保護されにくい労働環境にあった。京都は観光や小売業、飲食業の割合が高いため、インバウンドが途絶えて真っ先に雇用が切られたのが外国人住民である。こうした事情から、コロナ前後の収入の減少率も4割以上と高かった。また、出身国の経済状況も悪化し、日本からの仕送り期待も強まったため、外国人住民は二重の苦境に立たされていた。

第2は、調査を進めるうえでも、互惠性を担保した方がより多くの人にアクセスしやすいという方法論上の理由である。失業者や休業者に対して、家族構成、生活状況、就労事情、虐待や法令違反の労働環境などを聞くことにはためらいがあった。困難を抱える人々にアクセスするためにも、またエスニック・エンクレーブにアクセスするにも、まずは信任を得る必要があった。

第3に、コロナ期／ポストコロナは対面調査が難しくなるともいわれているが、こういう時だからこそなんらかのインターアクションが必要な時期だと考えた。教会をはじめとする宗教施設や、子ども食堂などのNGOによる支援は一時ストップし、支援が必要な時にその支援が縮小するという現象があった。また、経済的な困難のほかに、ステイホーム

によるストレスも想定され、なんらかのコミットメントが求められている時期でもあった。コロナ禍において、食糧支援は訪問調査を実施する理由になったのである。

本稿では調査結果を示しつつ、コロナ禍におけるアンケート調査、互惠性を念頭に置いた訪問調査、コミットメントとしての権利擁護、さらには非正規滞在者（不法滞在者）に対する支援を事例にとって、コロナ禍における外国人住民の生活実態の一端を紹介したい。なお、調査結果は安里（2020c,d,e,f,g,h, 2021a,b）などにも記している。

2. コミュニティ活動としての移民調査：互惠性の正統性と方法論

なんらかのコミットメントを伴う調査においては、互惠性の位置づけを明確にする必要がある。これまで、アクションリサーチ、権利擁護、コミットメント、公共というさまざまな形で、被調査者との相互関係を前提とした調査研究があった。互惠性という言葉を用いているのは、被調査者との関係が単なる情報取得という一方的な関係に還元されないようにするためだけではない。また、互惠性という言葉を使うことによって、調査者とのシチズンシップ（国籍）、ジェンダー、社会的地位といった権力の非対称性を隠蔽しようとしているのでもない。同じコミュニティに住む一員として、声掛けをしたり、食べ物をおすそ分けしたりするといった「伝統的な」行為は、内部における互惠的な関係そのものが福祉であるとして、今日的な要請となっている。互惠性の重要性について以下にその理由を挙げておく。

福祉レジーム論の観点からすると、福祉の供給はすでに国家だけの役割ではなくなった。これには2つの理由がある。ひとつは財政の問題である。経済成長とともに福祉国家化してきた日本だが、この20年で、成長の限界とともに福祉機能としての国家役割の限界や縮小が明白となった。そのため、市場、家族、そしてNPOなどを含むコミュニティといった他の役割が再認識されている。

もうひとつは生活の質(QOL)の問題である。生活の質を向上させるという点でもコミュニティが注目されているのだ。高齢者福祉で例えるのであれば、Ageing in placeと言われるように、なじみのある地域に住み続けることが、認知機能や生活の質を維持する条件となる。生活の断絶をもたらす施設ケアはその限界が指摘されていて、何気ない生活を継続する方法としての在宅やコミュニティが見直されているのだ。政府は通常、財政負担を軽減する手段として、無償労働のコミュニティワークを活用しようとするが、それはケアのジェンダー非対称性を勘案すると、ジェンダー不平等の原因ともなり得る。福祉に対するコミュニティ機能は、財政削減と互惠性による生活の質の向上の間で揺れる宿命にあり、

課題も多い。しかし、コミュニティ機能を無視した福祉供給もまた、ありえない。

コミュニティにおける無償性は、基本的には互酬性で説明できる。相互扶助や利他性といった側面を有し、需要と供給から決定される価格で交換体系が説明できる市場原理とは異なる交換のメカニズムである。市場では不等価交換とされていても、コミュニティにおける相互扶助では互恵的とされることがある。こうしたコミュニティワークは、ひとつには人々のつながり自体が福祉であるということの承認であり、国家の果たす福祉機能の限界という意味において時代の要請でもある。そういった視点から実施したのが、互恵性のある調査だ。もちろん、互恵性を重要視したのは従来から指摘されてきた権利擁護やコミットメント、調査の公共性と重なる部分も多いが、出発点はコミュニティの一員としての自覚であるといつてよい。言い方を変えると、コミュニティの一員であるということはコミットメントに無自覚ではいられないのである。

なお筆者は、コミュニティ活動として、2011年から移民に対する支援活動をおこなってきた。京都市内の5つの小中学校を対象に、日本語指導が必要な児童・生徒に対して学習支援を実施してきたのだが、2013年ごろからは、これを大学の教育カリキュラムに組み込み、授業の一環として位置付けた。この活動は、学生にとっては「多文化」の現場を学ぶ貴重なものであり、国籍、近代家族、貧困、ジェンダー、「南北問題」、ポストコロニアリズムといった概念を実地で学べる教育効果の高いものであった。この活動は無償だが、その教育効果の高さや、中央志向の学生をコミュニティ活動に参加させる貴重な機会提供と位置付けることで、無償性を容認した⁽³⁾。つまり、本調査もこれまでの活動の延長線上にあるといつてよい。

コミュニティ活動は、それ自体が福祉的な役割として福祉体系の中で位置づけられるべきものである。それは「共助」とも呼ばれ、互恵性を特徴とし、継続性や連続性を有する。コロナ禍における質的調査でも、調査対象者と継続的な関係を志向するために食糧配布を同様に位置づけ、まずは互恵性を担保する必要があると考えた。そこで、こうした互恵性、継続的な関係の志向で特徴づけられるコミュニティの視点で調査を捉えなおした。

コミュニティの一員としての互恵性は、「関与」というよりも清水展（2014）のいう「応答」という双方のインタラクションを前提とした概念がより合致する。見方によっては、食糧を配布する「支援する側」としての日本人、「される側」としての外国人という開発経済学的な二項対立的な構図にも見て取れるが、筆者はコミュニティとの関係の継続性を

⁽³⁾ その代わり、活動の参加者に対しては、一定の条件のもと、京都大学アジア研究教育ユニットの予算を得て、フィリピン訪問研修を実施した。

志向しているという点において「応答」型であると認識している。

アクションリサーチは、他の公共人類学におけるコミットメントや擁護と同じく、インフォーマントとの相互作用を積極的に認め、相互作用を通じて生活の向上や現実の問題の解決を図ることを目的としている。その意味で問題解決型、応用研究であり、当事者のエンパワメントに関与することが多いとされる。こうした調査の広がりや、倫理的な中立性の担保よりも、科学的知見が社会における課題の解決のために用いられるべきという規範の形成や、実際に社会課題の解決に科学が果たす役割がより大きな比重をもつようになってきていることに起因している (Jaspan, 2010, 216)。

ただし、例えば人類学においても、コミットメントを許容する公共人類学を福音主義的として、人類学の学術への回帰を強く主張する者もある (Francis, 2015)。というのも、アクションリサーチは学術としては欠点も指摘されるからである。第一に、主観性の問題がある。エビデンスに基づく研究というよりも、当事者に寄り添うあまり事実の取捨選択のプロセスが十分に明確ではなく、「客観性」が十分に担保されない。第二に、あいまいな方法論による「再現性」の困難さを挙げることができるであろう。本稿においても、当初はアンケート調査と電話によるインタビューを考えていたが、フードバンクとの協働により、計画していなかった互惠性のある形での対面調査を実施した。また、対面調査は、構造化、定型化されていない。アンケートの段階で調査であることが明記され、雇用形態や収入、心配事などについて事前の回答を得ているが、実際に訪問する際には録音をせず、会話がなされるだけである。しかも、会話には回答者本人だけではなく、家族、親族やその場に偶然居合わせた友人などが加わることもある。訪問調査に関するサンプルの選定は、筆者が最もアプローチしやすいフィリピン系住民に重きを置いたために偏りがある。アンケート調査は、国籍を問わず高度人材も対象としたが、食糧配布と訪問調査の多くはフィリピン系であり、高度人材を含めていない (ただし、建前は高度人材のビザを持ちつつも実際は高度人材としての職を与えられていない、いわゆる「偽装」の人は対象とした)。そういう意味においてサンプリングバイアスが生じている。こうした調査者の社会関係に影響されるがゆえに流動的で定型化しにくいという意味においても、アクションリサーチは研究者が誰でも利用可能な方法論とは言えず、再現性に問題があると指摘されるであろう。こうした曖昧で関係的、さらには定型化が困難な調査方法は当然のことながら、「客観性」や「再現性」に対する疑問を提示されることになるであろう。

これらに加えて本稿で論じるのは、インフォーマントと関係性を築くことと権利擁護の問題についてである。アクションリサーチは、インフォーマントとの関係を重視するという点においては、インフォーマントを擁護する側に立つことが多い。移民研究においても

移民から傾聴し、移民に共感することも多い。強固な信頼関係にもとづくラポールがあるからこそ、目の前の支援を必要とする人に対して何らかのアクションが求められることがある。しかし、「エスノグラフィーは人々を擁護するための背景を提供するだろうが、擁護のための理論的根拠は提供しない」(Hastrup and Elsass 1990, 301)。実際に、調査者が対象を擁護するには学術を超えた倫理的な決断が必要であり、学術は擁護の論理とは別のところに存在するのである。また、倫理といっても現実はいずれも複雑だ。擁護の対象が少数民族であれば、意思決定という主権を剥奪するコロニアル性を帯びたものとして批判され、イスラエルのディアスポラのような極めて政治性の高い場合においては、その政治性ゆえ倫理的正当性の根拠は揺らぎやすい(Shokeid, 1992)。また、相互作用のプロセスにおいて党派、グループといった当事者間の人間関係にも影響を及ぼし、コミットメントによる調査地被害を生じさせ、将来にわたった禍根を残すことも考えられる(Jaspan, 2010)。一方への擁護は、他方に敵対視される原因となるからである。

臓器売買の調査をしている Scheper-Hughes (2009) によれば、人類学的調査の特徴は調査対象者との信頼関係の構築にあり、犯罪組織であれ「傾聴や道徳的倫理的相対主義を通じてインフォーマントと友好的な人間関係を構築できる」(14) とする。ただし、それは国際犯罪としての臓器売買の「脆弱な被害者を見過ごすことを意味するのではない」(14) という。つまり、犯罪組織とのラポールの構築は臓器売買の被害者の擁護と相反するかのように見えるが、両立するというのである。さらに、中立性を唱える人類学を一蹴し、人類学が単なる知識の場でなく、行動の場、あるいは闘争の場として、階級を超え逸脱した人々の味方になりうる存在であるとする(Schepers-Hughes, 1995, 420)。

市場の論理は必ずしも倫理的ではないが、その現実に学問は追いついているのだろうか。筆者は従来商品化されてこなかったケアや結婚をめぐる国際移動を研究対象としてきた。国際斡旋構造とは、シチズンシップを根拠に自由の制限障壁を取り払う国際メカニズムであり、巨大なレントシーキングといってもいい。そこで国境をまたぐ法規的・超法規的取引が行われる。つまり、移動の障壁を取り払うためにあらゆる手段を尽くすネットワークが存在する。例えば、来日のための観光ビザであれば3000ドルから5000ドルで準備される。結婚は今日なら親密なる恋愛という両者平等を前提としやすいが、国際取引も可能だ。それが商業婚であり、日本であれば100万円から300万円の価格で取引される。これは人身売買と指摘されてきたが、少子化などを背景に現在でも頻繁に行われている。さらに生殖や臓器移植の国際商品化も進んでおり、本来は取引になじまなかったケア、結婚、性、臓器をも国際市場は包み込む勢いを持っている。

こうした市場のあり方は、結婚や性、臓器に価格を付与するという点で倫理的な問題を

持つが、一つ問われなければならないのは、倫理的でない存在に対するアプローチはどう倫理的に正統化されるか、ということである(松田2020)。普遍的市民権を標榜する者にとっては、たとえ「不法労働者」であっても現在のシチズンシップの枠組みの犠牲者と認識するため、擁護に倫理的問題をそれほど感じないだろう。

しかし、国家単位の主権や労働市場を是認する者にとっては、国家を脅かす存在に映るため、ラポールの形成や擁護にも批判的となるであろう。たとえば、技能実習制度においては、外国人実習生を雇用する70%以上の中小企業が何らかの労基法に違反しているという事実を目の当たりにする際、それらの中小企業の雇用主は「犯罪者集団」なのか、それともグローバルな経済構造の被害者なのだろうか。このように非倫理性は枠組みの立て方によって大きく変化する。また、構造や社会環境要因を抜きに個人に「寄り添うべき存在」か否かの烙印を押すことにも慎重でなければならない。先の市場の例に戻ると、市場が売買に適さないあらゆるものを飲み込もうとする中で、非倫理性を盾に研究者が傍観することはそれを追認することでしかない(cf. Scheper-Hughes, 2009)。同様にシチズンシップをめぐる制度的非倫理性も同様に問われなければならない。

さらに、興味深いことに人類学は人権や普遍的権利といった概念に対しては批判的であった。アメリカの人類学会は世界人権宣言を、文化相対主義の概念に反するという理由で受け入れることがなかなかできなかったのである(Peacock, 2004)。良き観察者から良き聞き手となり良き関与者となったという動きの中で、関与が容認されていく流れがあるものの、医学や福祉と違って、観察者としての学問という規範が強く支配してきたことの証拠であろう。

このような問題を考えるにあたり、本稿ではコロナ禍における外国人住民の権利擁護と「不法就労者」に対するコミットメントを事例として取り上げる。本稿では擁護というよりも、権利擁護(advocacy)という言葉を用いている。質的調査における擁護(advocate)は、人々の生活の向上をもたらすために調査を実施することを目的としている(Padgett, 2008)。本稿もそれに漏れない。対して、権利擁護はソーシャルワークの対人援助論において用いられる用語で、定められた権利に関する擁護を指し、基準がより明確である。権利擁護は擁護の下位概念といってもいいかもしれない。したがって、本稿は単に当事者に寄り添うという意味で使うのではなく、権利擁護を伴うアクションリサーチと理解している。

調査の長所としては複数人の調査者で訪問するため、対象者が複数の場合も対応が可能であること、ジェンダーや年齢に配慮しやすいことなどがあり、臨機応変な聞き取りとなる。当然、話が逸脱することも多々あるが、幅広い会話は情報を飽和させないというメリッ

トにもなりうる。前述したように、本調査は構造化されていない分、複数回の聞き取りが必要になることも多い。しかし、調査の前提として継続的な人間関係を据えているため、それは調査の弊害にはならないと考えている。調査と会話の区別が明示的でなく調査倫理上の問題となることもあるため、本稿ではインターアクション全体について掲載の許可を取っている。

3. アンケート調査結果の概要

かいつまんで結果を概観してみよう。調査期間は4月1日から7月末までだ。4月は主に京都市内の外国人住民を対象にしていたが、その後広がりを見せ、関西を中心に全国に広がった。有効回答数は581、国籍別ではフィリピンが317、中国94、インドネシア56などとなっている⁽⁴⁾。在留資格別では、定住や永住などの身分系が280、留学143、就労系のうち高度人材が68、技能実習34、特定活動21、そして有効なビザを有していない非正規滞在者15となっている。

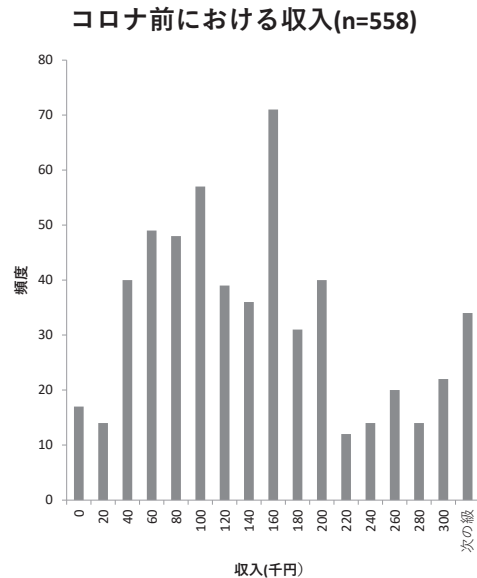


図1 コロナ前における収入 (n=558)
出所：図1に同じ

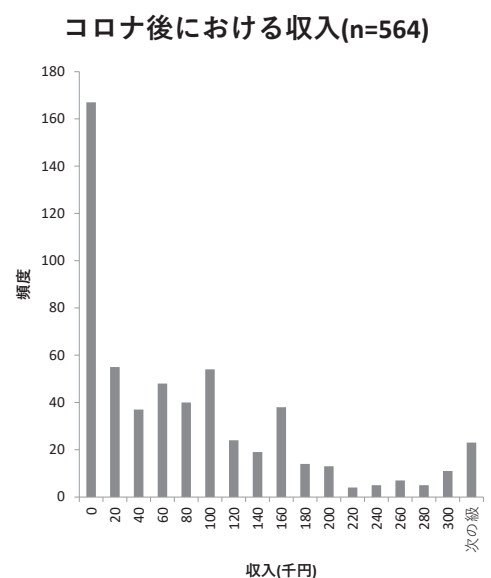


図2 コロナ後における収入 (n=564)
出所：表1に同じ

⁽⁴⁾ この中には紙媒体で配布したアンケートの回答が含まれていないほか、時期が異なるベトナム人労働者の多くも含まれていない。別稿で論じることにした。

回答者全体の月あたりの収入はコロナ前が14.8万円、コロナ後8.5万円であり、減少率は42%である。図1、2は全体の変化を示しているが、失業により収入が全くなかったものの割合は3分の1に上った。これは飲食や興業などでアルバイトに従事する者が多かったためである。より具体的にみてみよう。

表1 コロナ禍における外国人住民の収入状況

属性		コロナ以前の 収入 (千円)	コロナ以降の 収入 (千円)	減少率	回答数
	全体	148.0	85.3	0.42	581
国籍	フィリピン	147.7	70.5	0.52	317
	中国	109.6	66.9	0.39	94
	インドネシア	145.7	106.2	0.27	56
	USA アメリカ	249.2	245.9	0.01	10
	南米	137.6	62.2	0.55	15
	その他	184.6	136.4	0.26	89
雇用形態	正社員	215.5	169.0	0.22	175
	派遣	162.0	88.4	0.45	116
	アルバイト	99.3	34.7	0.65	261
在留資格	就労系	247.3	229.5	0.07	68
	特定活動	202.6	185.1	0.09	21
	技能実習	135.4	101.7	0.25	34
	家族・身分系	170.9	86.7	0.49	280
	留学	66.7	21.2	0.68	143
	なし	48.1	40.7	0.16	15
職種	IT	264.0	277.3	-0.05	14
	教育	178.8	146.7	0.18	78
	医療福祉	180.7	159.7	0.12	33
	製造	160.3	100.3	0.37	154
	食品製造	109.1	51.7	0.53	30
	興業	179.8	49.0	0.73	30
	飲食	108.9	29.5	0.73	66
	宿泊	109.8	28.7	0.74	84
年齢	15-19	66.7	0.0	1.00	3
	20-29	118.0	67.8	0.43	204
	30-39	163.0	94.4	0.42	168
	40-49	187.6	113.4	0.40	85
	50-59	153.6	77.8	0.49	58
	60-69	127.2	47.8	0.62	10
ジェンダー	男性	169.3	111.2	0.34	194
	女性	134.1	68.4	0.49	359
	男女格差	0.79	0.61		553

4月1日から7月31日にかけてオンラインで10言語にて実施。
紙媒体での回答などは未集計。

国籍別にみるとフィリピン系住民が14.8万円から7万円と減少率は52%と高い。中国系は11万円から6.7万円と39%の減少率となっている。コロナ前における中国系の収入が低いのは留学生の占める割合が高いからである。

雇用形態別にみると、フルタイム直接雇用者が175、派遣が116、パートが261とパートの占める割合が高い。フルタイム直接雇用者はコロナ禍において最も安定しており、21.6万円から16.9万円と22%の減少となっているが、派遣は16.2万円から8.8万円と45%の減少となっている。さらにパートは9.9万円からわずか3.5万円となり、減少率は65%にも上っている。外国人住民はパート・アルバイトで生計を立てている者が多いというのがわかる。

職業別にみると、IT系は26.4万円から27.7万円と唯一収入が上がっている⁽⁵⁾。IT系に次いで減少率が低いのが、医療・福祉系で18.1万円から16.0万円と12%の減少となっている。逆に減少率が高いのが、飲食と興行であり、前者が10.9万円から3.0万円、後者が18.0万円から4.9万円へと73%の減少率となっている。特に飲食はもともと時給が低いため収入が少ない点に注目すべきである。

在留資格別にみてみよう。就労系の在留資格、いわゆる「高度人材」は24.7万円から23.0万円へとわずか7%減、同じく特定活動、ここでは経済連携で来日した看護・介護職が多い、は20.3万円から18.5万円へと9%減でしかないのに対し、配偶者や家族、日系人など身分系在留資格保持者は17.1万円から8.7万円へと49%減、さらに、留学は6.7万円から2.1万円へと68%の減少となっている。在留資格を持たない、いわゆる「不法就労者」の減少率は16%とそれほど高くないが、もともとの収入が4.8万円と最も低い。きわめて労働条件が悪いと想定される。

年齢別にみると年齢が高いほど収入が低く、減少率が高いという特徴を有する。60代の場合、回答者数は10で少ないが、12.7万円から6.8万へと62%の減少である。これは回復力が相対的に低いことを意味し、景気が回復しても元の状況に戻りにくいことを表している。ジェンダー別にみると、男性が16.9万円から11.1万円へと34%減少率だが、女性は13.4万円から6.8万円へと49%の落ち込みである。これはアルバイトやパートで就労する女性の割合が高く、平均的な収入額が低いにもかかわらず、真っ先に雇用の調整弁となるために、減少率が高いことを示す。

以上から、新型コロナウイルス感染症の経済的影響は国籍、雇用形態、在留資格、職種、年齢、ジェンダーによって異なることがわかる。収入が低いほど受ける影響が大きく、脆弱なるもの

(5) 新卒者についてはコロナ前後で大きく収入が変化しており、その影響も考えられる。

はより脆弱になる傾向が明快である。また、4月から7月までのアンケート調査時点では休業補償など何らかの補償を受けた者の割合は10%にとどまっており、聞き取りでは補償へのアクセスや派遣業者の協力取り付けの困難が見られた。また、企業の都合にも関わらず、自己都合退職に追い込まれたと思われるケースも複数あった。訪問による調査は雇用や生活実態について知ることが目的であったが、収入がひどく落ち込んでいるため、フォーマル・インフォーマルの支援が求められていたことから、否応なしにコミットすることになったのである。

4. 食糧配布を通じた訪問調査

アンケート調査の次の段階は、食糧配布と訪問調査である。基本的にはアンケートの回答者に食糧配布と対面でのインタビューを実施するという原則を貫いている。しかし、オンラインアンケートに限定してしまうと、「アクセスできない」、または「回答に不慣れ／躊躇」する事例もあるため、訪問調査だけの場合もある。

この食糧配布は、当初から計画されたものではなく、非正規滞在者（不法就労者）に対する支援から偶発的に始まった。詳しくは後述するが、ある出会いを通じて、非正規滞在のグループに食糧を運搬することになったのだ。同国出身のコミュニティに、「食糧難の非正規滞在者がいる」とその境遇について話すと、寄付の申し出があった。コミュニティリーダーは、「外国人は、自分の在留資格に影響を及ぼすのではないかとという不安から、非合法の人々を直接助けることができない。自分たちの代わりに支援をしてほしい」という願いがあった。筆者は、学生やコミュニティリーダーとともに食糧を調達すると同時に、寄付でいただいた食糧や薬と現金を配布した。食糧配布は大きな歓迎をもって受け入れられ、かれらの厳しい生活の現状を聞くことができた。

継続的な支援の必要性を感じていたところ、NPOに詳しい学生が「品質に問題はないが、市場で流通しなくなった食品を扱う団体である『フードバンク』に、外国人に配ることのできる食品があるか問い合わせしてみよう」と気軽に電話した。それがきっかけで、継続的な食糧配布が始まった。フードバンクは、食材の活用のための受け入れ機関として、農林水産省から指定された非営利組織である。フードバンクは私たちの話を熱心に聞いてくれ、食糧配布が実現することになった。フードバンク側も、外国人コミュニティに対して十分な支援が行き届いていないのではないかと考えていたし、4月は学校給食や子ども食堂などの活動が停止し、食材が供給過多だったことも影響した。

謝金を支払ってのアンケートと電話による聞き取り調査によって、多くの外国人住民が

職やアルバイトを失い、大きく収入を減らしている現実はずでに把握していた。しかし、これは、わずかな人々からの聞き取りでしかなかった。より包括的にコロナ禍の外国人住民の実態を知ることが必要だと考えていたため、食糧配布と聞き取りをセットにした活動を開始したのだが、これは Win-Win になるだろうという直感があった。調査の互恵性は、ラポールの形成や調査の継続性という調査上のメリットだけではなく、行政サービス支援といったコミットメントにもつながる。

また、食糧配布は、国連が掲げる「持続可能な開発目標 (SDGs)」の一つであるフードロスの削減に貢献するという観点からも望ましかった。教会や子ども食堂といった福祉的なコミュニティ活動が停滞していたのは皮肉だったが、食糧配布を継続することで、支援のニーズにこたえ、食品の需給ギャップも解消できた。

訪問調査はまた、コロナ禍の外国人住民の実態を正しく把握する蓋然性を高めた。アンケート調査では十分明らかにできなかった多くの点について聞き取りができたし、家庭生活の様子をみることで得られる情報もある。

多くの人々は、フェイスブックやツイッターなどをはじめとする SNS で情報を発信していて、その生活の一端が窺える。しかし SNS は対外向け情報であり、個人の苦悩や経済状況などの生活の実態を反映しているとはいいがたく、むしろ逆にそれを覆い隠してしまうことも多い。特にコミュニティの内部では、外向きの顔が強調されがちである。つまり、コロナ禍においても、ショッピングや旅行、料理、自営業、歌や踊りといった発信が目につく。

実際に家庭を訪問し、状況を聞いてみると、SNS による発信と実態は、しばしば大きく異なる。例えば、ある女性は工場で働いているが、病弱で、家庭内暴力を受けている。離婚したいが、子どもがいるので離婚できない。しかしフェイスブックでは、夫とのドライブの風景を中継することが多い。別の男性は、SNS 上では、来日後はマクドナルドで就労し、安定した生活を営んでいるように見えた。しかし実は、彼は多額の借金をして来日したものの、ブローカーは「態度がでかい」という理由で、半年ほど全く働き口を紹介しなかった。SNS 上では楽しげに歌ったり食事したりする光景を掲載していたにもかかわらず、子への身体的虐待が確認されたケースもあった。生活様式が変わったからこそ、訪問を通じて「バックステージ」へのアクセスが可能となり、その意義はより高まっている。

互恵性は人々へのアクセスを格段に広げたが、最も困難を抱えている人々にアクセスできたかといえば、必ずしもそうではない。ひとつの事例を紹介しよう。私たちが、ある家庭を訪問したとき、冷蔵庫を引き取りに来たフィリピン人女性と日本人の夫がいた。彼女は、廃棄物の引き取りに従事する夫の手伝いをしているという。コロナ禍で2人の収入は

激減し、アパートを引き払って、ドミトリーで暮らしている。私たちは、「のちほど食糧を持っていくよ」と声をかけたが、「みじめな姿は見せたくない、家には来ないでほしい」とメッセージが伝えられた。

また、日本人男性配偶者が、食糧配布の際に私たちが外国人女性と会話をするのを好まず遮ることもあった。昼間の訪問にもかかわらず、部屋の中は夜中のように暗く、日本人男性は私たちと妻との面談を認めなかった。子どもが3人いるはずだが、その気配もない。訪問して、「この家庭はなにかがおかしい」と感じることもあったが、これ以上は踏み込むこともできない。

ここでは詳細に論じないが、先のアンケート調査の結果によると、京都市に居住するフィリピン系女性の結婚移民のうち約45%がひとり親家庭である。これはかなり高い数字だ。調査からも母親の収入が大きく減少していることは明らかで、厳しい生活状況に置かれていることが推測された。食糧配布を通じて筆者らがアクセスできたのはほんの一部であり、最も支援や介入が必要な人々にアクセスできたかという点、必ずしもそうではない。

5. 行政サービスに関連する支援：リサーチと権利擁護

ここでは、コミュニティにおける互惠性のある調査に加えて、行政サービスに関する支援と「不法滞在者」に対する支援に着目して、コミットメントの論点について考察したい。

行政サービスに関する支援とは、本来持っている権利が行使できない状態にある人に対して行政サービスが受けられるようにする支援であり、ソーシャルワーク的には「権利擁護」という概念で表される。特にコロナ禍では、従来にはなかった／認知度が低かった行政サービスが、緊急対応として大幅に拡充されて提供された。ところが、言語や文化の違う外国人は、行政サービスを利用する権利はあっても、そこへのアクセスが容易ではない。フォーマルな「公助」、あるいはインフォーマルな「共助」を問わず、彼らの生存のために彼らをサービスにつなげることが、コロナ禍において最も必要な支援であった。

経済動向は感染状況に大きく振り回された。4月には新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が出されていたが、6月には特別定額給付金の給付率が高まった。7～8月にかけてGo To トラベル事業がはじまり、落ち込んでいた宿泊や飲食業も大きく回復したように見えた。しかし、2020年12月に入ると、いわゆる第三波の到来とGo To トラベル事業の停止により、復調したサービス業が再び大きく停滞した。特に、観光地のような京都ではその影響が大きかった。

前述した「持続可能な開発目標（SDGs）」では、回復力、しなやかさを表すレジリエン

ス (Resilience) という言葉が用いられている。特に移民の文脈においては、景気の動向によって雇用が打ち切られるが、景気が回復すればしなやかに復帰できると肯定的に使われることもある。しかし実際には、すべての人々が同様に労働市場に復帰できるとは限らない。高齢女性の事例がそうだが、企業にとっては人員整理の好機でもあるのだ。こうした人々が生存を継続できるようにするためにも、適切な行政サービスを受けられるようにしなければならない。

経済的な困難を抱えている者の多くは、後述のように失業給付、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (略称休業支援金)、住宅確保給付金、緊急小口資金といった、自治体などを通じたなんらかの行政サービスを利用できる要件を満たしていると考えられた。しかし、概して留学生や高度人材以外の外国人が行政サービスを自ら利用するのは、それほど容易ではない。

さまざまなメニューのうち、最も認知度が高かったのが特別定額給付金であった。これは、その話題性に加えて、多言語による情報提供や相談窓口の設置があり、さらに給付要件の緩和で比較的多くの人が受給できたからである。それでも、まったく問題がなかったわけではない。DVを受け、経済的に困窮する外国人女性が、世帯主 (夫) に給付金が直接振り込まれないような措置が取れないだろうかと相談してきた。結論から言うと、別居すれば措置は取れるといったものだ。しかし、給付金受給のために別居するというのは現実的ではない。また、こうした細かな相談は市役所では対応できず支援機関から DV の認定を受ける必要があり、通訳も必要であった。

特別定額給付金は、2020年4月27日時点で住民基本台帳に掲載されている者を対象としており、外国人の場合には言い換えると中長期のビザを保持しているのが要件だが、留学で滞在していた留学生のなかには、帰国ができなくなったため留学ビザではなくなったために給付基準から外れた者もいた。筆者が出会った介護留学生のなかには、すでにアパートを引き払い、チケットと荷物だけになった段階で、フライトがキャンセルとなった者がいた。当時は、在留資格変更をしても就労が許可されなかったので、かつてのアルバイト先である介護施設は、彼女のアルバイトと宿舍の提供を拒んだ。結果として彼女は、ホームレスに陥った。筆者は、移住者の支援組織「移住者と連帯する全国ネットワーク (移住連)」の新型コロナ「移民・難民緊急支援基金」などを通じて支援を行った。その後、運用が変わり、彼女にも特別定額給付金が支給され、就労も可能となった。もとの介護施設は彼女を雇用し、宿舍も確保された。

筆者がかかわったなかで、特に要望の高かった支援が、20万円の緊急小口資金であった。これは、社会福祉協議会が受付窓口で、無利子だが返済義務があり、半年ごとに雇用状況

の報告が求められている。本来、休業などのばあいは雇用調整助成金や休業補償が優先されるべきだが、多くの休業者は休業補償の申請を知らず、20万円の借用の方が広まっていた。緊急小口資金は、20万円の無利子借金と認知されやすく、また休業補償や家賃補助とは異なり、使用者や大家との調整も必要ないので利用しやすかった。

表2 緊急小口資金と外国人の申請状況

区	対象者(在留資格)	必要条件	窓口の言語
北区	制限なし		日本語のみ
上京区	制限なし	ある程度日本に住んでいること	日本語のみ
左京区	制限なし	国にしばらく帰らないこと	
中京区	制限なし		日本語のみ(中国語は可能かも)
東山区	制限なし		日本語のみ(英語は可能かも)
山科区	永住者		
下京区	制限なし	返済期間の2年間は日本にいる人	
南区	制限なし		
右京区	制限なし	返済できるまで日本にいること	日本語のみ(漢字で住所記入必要)
西京区	特別永住者のみ		
伏見区	制限なし		英語可

・2020年4月13日時点であり、その後の対応で現在の対応はほぼ一元化されている。

・本間桃里（京都大学大学院人間・環境研究科博士後期課程）作成

ところが、4月時点で、緊急小口資金の事務を担当する社会福祉協議会や区役所の対応は統一されていなかった（表2）。京都市を例にとると、緊急小口資金の要件は「特別永住者や永住者のみ」と回答したのが、西京区や山科区であった。他の区でも申請はできるが、返済期間に京都市に居住していることが条件となっていた。また窓口の対応の多くが日本語のみで、だれもが利用可能という状態ではなかった。筆者は京都市の多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチームのアドバイザーであったこともあって、そうした状況を京都市に報告し、基準の統一が図られた。

中小企業に勤める休業によって収入が減少した者や、失業して給付を受けていない者は、休業手当の6割から10割の補償がなされる雇用調整助成金の利用が可能である。これは事業主が申請するものだが、筆者の聞き取りによれば、派遣など間接雇用である場合、休業補償は行われていないことが多かった。事業主が雇用調整助成金を利用しなかったためである。こうした事例が多かったせいだと思われるが、政府は、労働者が休業補償を直接申請できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を創設した。これも事業主の追加的負担がなく、手続き自体もそれほど難しいものではない。また、雇用調整助成金を用いなかった事業主に対するペナルティもないため、申請を躊躇する必要もない。

しかし、本来は事業主が責任をもって雇用調整助成金で補償を行うべきであり、それをしない企業に雇用されている外国人労働者にとっては、雇用調整助成金で補償が受けられるのか、そうではなくて自身で休業給付金を申請するのかといった点を見極める術はごく限られていた。しかも休業給付金は、特別定額給付金と違って英語の詳細な解説はなく、こうした情報を的確に得て申請までこぎつけるのは難しい。そこで家庭訪問に際しては、条件に合致していれば、書類が整えられるように申請のための支援を行った。遠方の場合にはハローワークや労働局などへの相談を促した。

その条件とは以下を指す。雇用調整助成金などで給付を受けたことがない。雇用が継続している（失業などの給付を受けていない）。給与明細などの書類が残されている。本人が申請を希望しているなどだ。これらの条件が合致していて、筆者らが申請の補助をした事例は5件である。いずれも派遣会社に雇用されていて、うち3件は社会保険未加入であり、2件は母子世帯である。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の受給に際しては、事業者には追加的負担は一切かからないにもかかわらず、3件の事業者は書類申請を「絶対認めない」と非協力的だった。雇用契約が明確でなかったり、フルタイム雇用であるにもかかわらず労働災害保険など社会保険に加入していなかったりという悪質なケースとあってよかった。つまり、フルタイムで就労しているにもかかわらず、医療保険にさえ加入させてもらっていないのだ。保険未加入のばあいは、外国人住民を最低賃金レベルで雇用しても控除がない分、見せかけの賃金を増加させて派遣会社の受け取り分を増やせる。これは極めて悪質なケースだが、滋賀県労働局の話によれば、未納の社会保険料をさかのぼって支払えば、給付が可能ということであった。

6. 生活保護：レジリエントではない高齢女性の雇用

前述のように、移民の雇用はレジリエントといわれてきた。レジリエントは（回復の）しなやかさという意味である。アジア開発銀行（ADB）の調査によると、2008年のリーマンショック時に最も早く雇用が打ち切られたのは移民だったが、その回復も早かった（Asian Development Bank 2013）。そのため、肯定的な意味でレジリエントという言葉が使われた。今回も、稼働率が低下した際に真っ先に雇用が切られたのが外国人で、早くも1月から雇用調整の対象となってきた。それでも、Go To トラベル事業が始まるころには、パートタイマーとして復帰してきた者も多い。ところが、雇用が回復しても労働市場に戻るのが困難だったのが高齢女性であった。

ある60代女性の状況を見てみよう。筆者は食糧配布のプロセスで彼女から相談を受け、生活保護申請のため何度か福祉事務所を訪れた。彼女は夫からの虐待により別居状態にあり、京都市内で就労している。コロナ以前は、夫からの経済的な援助は一切なかったものの、月給が15万円程度あって生活していた。ところが、コロナ禍において労働時間が激減して収入は月に数万円となった。そこで、生計の維持のために、福祉事務所のすすめで一時的に生活保護を受けることになった。その後、雇用保険による給付を受けて、生活保護を停止した。8月に入り、派遣会社からは週2時間の雇用契約書を渡されたが、これは雇用継続に見せかけた事実上の解雇であった。就労意思は強く、スーパーの清掃業務をはじめたが、以前のような収入の回復は見込めなかったため、生活保護の再開の申請をした。

しかし、福祉事務所は離婚を生活保護再開の要件として提示した。結婚以来、夫から経済的な支援は一切受けておらず夫婦生活は破綻していたが、離婚はしていなかった。これはキリスト教徒としての彼女の信条によるものだった。中央法規出版株式会社編（2019）によれば、生活保護の判断は世帯基準とされるが、その運用は異なる。福祉事務所は、夫の扶養能力とその意思があることを理由に、家族としての実態があると判断して、生活保護の再開申請は却下したのである。彼女は虐待を恐れて夫のところに戻るつもりはなく、宗教的信条から離婚も望んでいなかった。代理人を立てて争うことも考えられたが、私たちは話し合いの末に、まずは教会で祈りを捧げ、神父と話し合いながら、離婚について前向きに考えることにした。

7. 非正規滞在者に対するコミットメント：倫理が問われる支援

本調査では、すでに述べたような公的な支援を一部しか／全く受けることのできない非正規滞在者（不法滞在者）にも支援を行った。非正規滞在者に対するコミットメントには、「不法」者の不法性を助長するという点において倫理的問題が付きまとう。

しかし、外国人の「不法性」は極めて多様である。刑事罰相当も一部にいるが、ほとんどは決められた就労時間や滞在期間がオーバーした、あるいは就労が許可された職種以外での就労に従事したというものである。こうした「不法性」には、事業者に就労を強制されたり、日本人を含む悪質ブローカーによって借金漬けにされたりといった本人の責に帰するのが容易ではない外在的要因が多く含まれる。それでも、こうした場合もおしなべて外国人による「不法滞在」と「不法就労」と称される。

こうした「不法性」は退去強制処分といった行政処分の対象となるが、これも刑事罰ではなく、駐車違反などと同じ行政処分である。国連では、こうした観点から「不法滞在」「不

法就労」といった用語を用いず、非正規労働者、非正規滞在者を用いている。「不法」という言葉遣いは、刑法犯という印象を持たれやすく、誤用されやすい（近藤・塩原・鈴木2020）。そして、弱い立場に立たされる外国人の「不法性」を助長する事業者や斡旋構造という外的要因が無視されてしまう。こうした「不法性」は、シチズンシップが付与された日本人にはありえない。以下では、28時間の資格外活動を超過してしまった留学生アルバイト、違法な渡航・就労斡旋、在留特別許可をめぐる結婚、仮放免の4つの事例を取り上げる。

第1の事例は、週28時間の資格外活動を超過して就労した介護留学生である。2017年1月に在留資格「介護」が創設され、多くの介護留学生が日本にわたってきた。この省令改定により、国家資格を取得すれば就労が可能となったため、多くの介護施設が現地や日本の日本語学校と協力して、多数の介護留学生をリクルートした。留学生は週28時間を超過して就労してはならず、違反すると「不法就労」となる。しかし、こうした枠組みでは、介護留学制度は容易に成り立たない。日本語学校の授業料を年間60万円(月5万円)、アパート代を月3万円、食費を月2万円、携帯・光熱費を月1万円、その他を月2万円とすると、月当たりの支出額は13万円程度だ。他方で、介護のアルバイト週28時間から得られる収入は約10万円だから、毎月の家計は赤字である。これに加えて、文科省の奨学金取得者を除けば、留学生は送り出し側での授業料、斡旋手数料、渡航費などの費用も支払っている。あるベトナムの派遣業者によれば、その斡旋手数料は100万円で、フィリピンでは50万円が常態化している。この家計と借金では、安定した生活を送るどころか、そもそも合法の枠内では成り立たないのが私費介護留学制度である。それでも、送り出し国では「日本で働けば月30万円稼げる」といった広告が飛び交っている⁽⁶⁾。

筆者が出会ったKさんは、フィリピンで50万円の借金をして介護留学についた。宿舎やアルバイト先は日本語学校がアレンジした。ところが、アパートは6名1部屋で、トイレ・シャワー1つずつ。しかも不便な場所にあつて、日本語学校へは1時間以上、アルバイト先へも1時間以上かかった。就労は、合法ラインである週28時間を超過した。超過分はボランティアと称して奨学金の返済に充てられ、本人たちには直接手渡されない。この週に28時間を超過した労働に関して、本人たちは違法の認識があつたが、助けを求めて入管に通報することはできなかった。

給料は手取り12万円程度になるはずだが、振込額は奨学金返済分が除かれて、8万円に

⁽⁶⁾ 語学留学、介護留学については問題が多いとしてフィリピン政府海外雇用局(POEA)や在日フィリピン大使館も問題視している。

減額されている。彼女は不当な徴収に声を上げたが、解決されなかった。8万円から次学期の授業料の支払い月6万円を引いた残りの2万円が生活費となる。赤字だ。筆者が財布の中身を見せてほしいとお願いすると、紙幣は持ち合わせておらず一円玉でぎっしりだった。生活は極貧状態であった。施設の夜勤中に高齢者の残した余った冷凍のごはんを食べたときには、窃盗容疑で警察に届けられたことがある。権利を主張する彼女に対する施設の脅しだった。こうした介護留学生在が20名以上いた。筆者は相談を受けて入管に電話で相談したが、不法就労のため逮捕の対象になるとのことだった。

Kさんは警察に逃げ込んだこともあるが相手にされず、逆に施設と日本語学校の怒りを買ひ、いよいよ強制帰国させられることになった。その隙について逃げたKさんに、筆者は1週間の宿舎を用意し、その後はNGOと弁護士に引き継いだ。彼女は不法就労罪に問われるのを恐れて、交渉は代理人に任せ帰国した。施設は未払い給与と賠償金を支払った。

第2の事例は、観光ビザで入国し、そのまま「不法就労」に従事しているケースである。日本政府は、2018年1月までは、観光ビザを含む短期滞在の在留資格を持つ者が難民認定申請をした場合は、申請後6か月たつと就労を認めてきた。そのため、この制度を利用して入国する者が増加したが、その多くで日本と送り出し国のブローカーが斡旋に参与している。ところが、制度改正によりそれができなくなって以降も、ブローカーは暗躍し続け、短期滞在で来日し就労させるケースが後を絶たず、「違法」状態となる入国者が見られた。

観光ビザで来日したのち就労で残っている「不法就労」の外国人労働者が劣悪な状況で暮らしていて逃亡しそうだという連絡があり、会いに行ったことがある。彼らは2019年に、短期滞在（観光ビザ）で入国した。ある者は出入国管理局まで行って難民認定をしたが、申請自体が却下された。以前のように、日本で6ヵ月待てば就労できるという状態ではなく、帰国準備期間と称して就労不可の45日間の滞在が許可された。ところが、就労目的で来日したため、そのまま日本に残って就労を続けた。短期滞在の斡旋料は、送り出し側で1名15万円から30万円、日本では頭金と称して約15万円であった。日本側のブローカーは日本人配偶者の外国人だった。

ブローカーの扱いはひどかった。根拠が明確でない頭金15万円を徴収したほか、いかなる質問も「反抗的」として、2週間仕事を与えないといった懲罰を繰り返し、労働者を怯えさせた。部屋代を含む公共料金はブローカーが取り継いだ。実際には電力会社などに支払いがされていないことが多く、電気やガスが止まり、アパートを追い出された者が続出した。引っ越し時には改めて保証金の支払いを求められた。

就労先はパチンコ製造業であった。就労先には多くの「不法労働者」がおり、異なるブローカーが関与していたようだ。通勤時の送迎は往復500円で、ガソリン代は労働者負担だった。

定員はオーバーでトランクに乗せられた者もいた。就労形態は派遣で、必ずしも十分な労働が準備されておらず、生活は苦しかった。冬服は購入できず、支払ったはずの電気も復旧しない。食にも窮したが、近くに住むフィリピン人が畑を貸してくれたり、食事を分けてくれたり、携帯を充電させてくれたりした。

そんな暮らしに耐えられず、日本人に助けを求めて逃げ出すことを決意した。数か月後、関西に引越して製造業に従事するようになった。なお、この日本人支援者は、ブローカーや雇用先の状況について警察に情報を提供したが相手にされなかったという。

筆者はコロナ禍において、かれらが再び食にも窮しているという連絡を受け、食糧配布を実施した。逃亡した10名あまりのうち、1人を除いてすべて日本人ブローカーの手配で職にありつくことはできたが、そのブローカーもなにかと理由をつけてお金を徴収しようとしていた。最も典型的なのは、偽の在留カードを10万円で販売したことや、不動産の斡旋料だ。

受け入れの企業は、多くの場合、労働法令を遵守しているようである。とはいえ、彼らの従事する製造業は、厚生労働省の調査によれば、失業者の最も多い不安定な職種である(厚生労働省2020)。医療保険はもちろんのこと、特別定額給付金や休業補償があるわけではない。限られた選択肢のなかで、甘言にのせられ来日し、ブローカーに収奪され、逃げるのもまた別のブローカーの手引きが必要だ。どれだけもがいても「非合法」から逃れることはできない。そういった状況だった。帰国を考えて入管に出頭した者もいたようだが、数回の訪問にわたる手続きの途中で気が変わり、2020年12月現在、超過滞在を続けていた。借金を抱えて手ぶらで帰国するわけにもいかず、また帰国先のコロナの状況は日本より悪いこともあって、帰国する見込みは薄い。

このように、個人の意思のみで「不法」状態に置かれるというよりも、そうした「不法」状態を作り出すブローカーがいて、それを知りつつ雇う事業主が存在しているのだから、個人にだけ責任を帰すのは難しい。労働者の所在を入管に伝えるのは難しいことではないが、彼らのみが「不法就労」で退去強制されても、彼らを指南してきた送り出し／受け入れのブローカー、彼らを好んで雇用する事業主も含めて対策を取らなければ、同じことの繰り返しでしかない。構造的な問題を個人に還元しても連鎖は断ち切れない。筆者が人道的な支援として食糧配布を実施した理由には、こうした事情もある。

フィリピン政府で人身売買を担当する在外フィリピン人委員会によれば、ブローカーに対して訴えを起こすには複数の証言が必要だという。本人に確認すると、証言する用意はあるが、その前に借金を返済しなければならないという。だからといって、滞在が長期化すれば生活が安定するという保証もない。むしろ、おびえながら生活しても、また足元を

見られて搾取されることも多い。こうした人々の対応には行政書士や弁護士の介入が必要になる。

第3の事例は、非正規滞在者の偽装結婚についてである。難民認定申請による就労ができなくなったため、非正規滞在者は滞在や就労の手段として、結婚を用いることがある。人道的な観点から、家族形成は滞在を付与する根拠の1つとなるからである。

ある日、授業料を稼ぐためにブローカーの手引きで来日した男子学生が、結婚を検討していると相談してきた。相手はフィリピン系2世で、日本に住むクラスメートを介して知り合ったという。相談は、「結婚すれば在留できるのか」といった内容であった。

彼は、すでに不法就労者が結婚した事例を知っていて、いったん帰国する必要はあるものの、結婚をすれば再来日を果たせるといふ。私は「彼女に対して気持ちがあるのか」を聞いたが、「まだ会っていないからわからない」といふ。その一方で、数少ないコミュニケーションを通じての話だが、彼女側は本気で恋愛しても良いと言ったという。

筆者が調べた限りでは、婚姻が真正である場合、出頭すれば在留特別許可が交付される可能性はある。在留特別許可は出入国管理法第50条第4号における「法務大臣が特別に在留を許可すべき事情」として、人道上の配慮として法務大臣名で許可を与えるものである。ただし、実務上は地方入管の専権事項とされており（第174回国会参議院法務委員会第3号平成22年3月16日田内正宏氏発言）、広範な裁量が地方入管にある。平成21年からは「在留特別許可に係るガイドライン」を公表にするようになっているが、在留特別許可を認めるにあたっては、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道上の配慮の必要性などを総合的に勘案するとされている（第196回国会参議院本会議第30号平成30年6月27日）。しかし、在留特別許可に関しては、その可否に関する理由などが示されず、情報の秘匿性が高い。

つまり、真正の結婚にもとづく家族を構成すれば、在留資格を付与される可能性があるが、恋愛自体がでっちあげである場合には、結婚しても在留資格が与えられることはない。そして、その判断は入管の調査に任されることになる。このケースのばあい、真正の結婚で一定期間を経れば在留特別許可の可能性のあるものの、行政手続きは行政書士や弁護士による介入が適切であろう。

難民認定申請を利用した就労許可は2018年に改定されできなくなったが、その後もブローカーが暗躍している。失踪者や非正規滞在者の就労には、これを歓迎する受け入れ企業が存在しており、重要なプルファクターとなっている。在留資格がなくなると、就労、転職、引っ越し、身分証明書の取得のすべてにおいて、アンダーグラウンドネットワークを用いることになる。既述の通り、収入も高くなく厳しい生活を強いられる。こうした方

法での来日は責任を個人化し厳罰化するだけでは解決されない。

第4の事例は仮放免を受けた者に対する生活保障についてである。法務省によれば、仮放免とは超過滞在などの理由で退去強制（強制送還）の対象となったものの、「病気その他やむを得ない事情がある場合、一時的に収容を停止し、一定の条件を付して、例外的に身柄の拘束を解く」（法務省）としている。本来は帰国に向け収容されるべきところ、事情によって身柄拘束を解いて施設外で生活をしてよいという制度である。コロナ禍においては、施設から積極的に外に出す仮放免が措置されている。「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル第2版」によると、新型コロナウイルス感染症に対応するため「収容余力を確保しておくこと」「仮放免を積極的に活用すること」（法務省2020：38）が定められている。その点は東京弁護士会も「在留資格のない外国人であっても、その人身の自由は最大限尊重されるべきであり、これに対する重大な制約である収容は必要最小限度のものにとどめるべきである」（東京弁護士会2020）として高く評価しているが、新たな問題が顕在化した。それは生活保障がないことだ。

つまり、仮放免された者の就労は認められていないため、経済的に行き詰まり、行き場を失った状態となっていることが伝えられている（例えば東京新聞2020年11月24日、西日本新聞2020年11月28日）。新型コロナ感染症対策のため、仮放免が進められても、生活の保障がないのである。先ほどのマニュアルには、積極的な仮放免をすることで、過密な状態にしないということは指摘されているが、生活保障をどうするかについては記されていない。

事例を紹介することにしよう。Aさんは、2020年、来日中の知人に就労を斡旋したことから、これが入管法違反となったため逮捕された。帰国を希望して仮放免となったが、航空便が限定的で予約が困難であるのと同時に、14日の隔離期間のホテル代を合わせると、帰国にかかる費用は1名あたり20万円に上るため、帰国のめどが立っていない。妻と子どもの4人暮らしだが、当時就いていた職場は解雇されたため、完全に収入が絶たれた。母親の在留資格は家族滞在から特定活動となった。Aさんは就労が許されていないので、生活資金の確保のため知人・友人から借金を重ね生活を続けている。

すでに住民登録は抹消されており、医療保険も雇用保険も使うことができない。失業給付の手続きのためにハローワークを訪れたが、仮放免中であることを伝えたところ、受給資格がないことが伝えられた。家族のために住宅確保給付金の申請も考えているが、仮放免の情報が区役所に伝わると、保育園や小学校に通う子どもが学校に通えなくなるのではないかと恐れている。帰国となると家族離散となる可能性もある。子どもは日本出生で友人も多く、帰国となるとベトナムでの適応が問題となる。

AさんBさんとも、借金を重ねるにも限界があるが、日本滞在も帰国もできない状態が続いている。先の東京弁護士会の声明だけでなく、多くの支援団体は積極的な仮放免を評価している。しかし、コロナ禍で帰国できない中、仮放免は生活保障と一体でなければならない。収入がほぼ断たれ、Aさんは私に「捨てる食べ物も捨てないで持ってきてください」と懇願する。食糧配布は継続しつつ、世帯主の変更と住宅確保給付金の申請、および配偶者の在留資格変更などを進める予定である。この件も行政書士や福祉の専門家との連携が必要となってくる。こうした多職種連携がなければ責任あるコミットメントは果たせないと考えられる。

非正規滞在者に対する関与は、ともすれば「不法就労助長」という法との整合性という倫理的な問題が生じる。グローバルな斡旋構造⁽⁷⁾やシチズンシップという制度に由来する誓約を前提とすると、「不法」の責任を個人に還元することが賢明でないことも多い。「不法就労」の外国人は取り締まりの対象になりやすいが、法の外にある国家を跨ぐ「斡旋構造」に手を入れなければ予防的対応もできない。

8. まとめ

本稿はコロナ禍における質的調査の事例として、食糧配布を通じた対面調査に関する結果の概要と調査から派生した権利擁護と非正規滞在者に対する支援について取り上げた。本調査では多くの外国人住民が収入を減少させているという状況に鑑みて、食糧配布を合わせて実施することで、いわば互惠性を確保しようとした。互惠性はラポールというよりも、コミュニティ活動（共助）の論理に基づいたものである。その意味では調査者－調査対象者という二分法にもとづかない継続性を志向する当事者性の学問といってもいいかもしれない。

権利擁護はこうした調査の過程で派生したコミットメントであり、主には行政サービスにつなげるといった取り組みであった。そこで明らかとなったのはセーフティネットであるべき行政サービスに機能不全が生じている点、行政サービスを利用する権利も付与されていない人々の生活が保障されていない点であった。とくに、非正規滞在者、仮放免はこれに該当するが、滞在も帰国も許されていないという状況にあっても生活保障はない。こうした人々への権利擁護が限定的である分、よりコミットメントが求められる。

調査および食糧配布の対象だが、こうした労働者は、ある一面でみるとシチズンシップ

(7) 詳細については、安里（2020a,b）を参照。

による自由の制限を前提としたレントシーキング構造の一部を構成する。換言すると自由をめぐる政治と市場の産物である。「倫理的でない人々」への調査は倫理的問題が生じるが、「倫理的でない人々」の定義は多元的である必要がある。個人還元主義に陥ると環境要因が見落とされ、「倫理的でない人々」の再生産を止めることもできない。こうした人々はシチズンシップを根拠として多くの権利や自由が制限されており、実は最もコミットメントが求められている人々でもある。しかし、コミットメントは必ずしも研究領域で完結する必要は全くない。弁護士、医者、政治家といった多職種連携もあってしかるべきであり、これまでの議論は縦割りの学術を前提としている点に、その限界があるといえよう。

また、社会課題へのコミットメントはフィールドワーカーの特権ではない。法にかかわる問題は弁護士、行政手続きは行政書士、生活支援はソーシャルワーカーといった専門家に比べると、フィールドワーカーは当事者性からむしろ距離を置いてきた。問われるのは、多職種の中での質的調査の専門性や社会的役割である。人類学にせよ社会学にせよ、個人還元主義よりもむしろ社会構造や社会環境要因に着目してきた。方法論上の特性を無視して関与の是非を問うのは適切ではない。むしろ関与のあり方や方法論が専門性の上に立脚する必要があるのである。

参考文献

- 安里和晃, 2020a, 「多様な福祉レジームと海外人材: 24 失踪の構造: 失踪した技能実習生にかかる聴取票から」『文化連情報』(505): 54-57.
- , 2020b, 「多様な福祉レジームと海外人材: 25 失踪の構造: 失踪後の就労はどうなっていくのか」『文化連情報』(506): 44-47.
- , 2020c 「多様な福祉レジームと海外人材: 26 新型コロナウイルスと外国人住民の雇用」『文化連情報』(507): 45-49.
- , 2020d, 「多様な福祉レジームと海外人材: 27 新型コロナウイルスと外国人住民の雇用 2」『文化連情報』(508): 58-61.
- , 2020e, 「多様な福祉レジームと海外人材: 28 新型コロナウイルス感染症と製造業」『文化連情報』(510): 72-75.
- , 2020f, 「多様な福祉レジームと海外人材: 29 コロナ禍の外国人住民の多様性」『文化連情報』(511): 64-67.
- , 2020g, 「多様な福祉レジームと海外人材: 30 中国系住民とコロナ」『文化連情報』(512): 46-49.
- , 2020h, 「多様な福祉レジームと海外人材: 31 コロナ禍のアクションリサーチ」『文化連情報』(513): 56-59.
- , 2021a, 「多様な福祉レジームと海外人材: 32 『不法就労者』の生活」『文化連情報』(514): 66-69.
- , 2021b, 「多様な福祉レジームと海外人材: 33 コロナで収入を失った人に対する行政サービス申請支援」『文化連情報』(515): 52-56.
- 清水展, 2014, 「応答する人類学」山下晋司編『公共人類学』東京大学出版社.
- 中央法規出版株式会社編, 2019, 『生活保護手帳別冊問答集 2019 年度版』中央法規出版株式会社.
- 近藤敦・塩原良和・鈴木江理子, 2020, 「序章 非正規滞在者の正規化のあり方」近藤敦・塩原良和・鈴木江理子編『非正規滞在者と在留特別許可』日本評論社.

- 東京弁護士会, 2020, 「新型コロナウイルス感染対策としての仮放免に伴う生活支援と全件取容 主義の是正を求める会長声明」(2021年1月19日取得, <https://www.toben.or.jp/message/pdf/200528seimei.pdf>).
- 東京新聞, 2020, 「入管のコロナ対策で仮放免の外国人 路頭に迷い保護、働けず帰国便も減少」2020年11月24日, (2021年1月19日取得, <https://www.tokyo-np.co.jp/article/70126>).
- 西日本新聞, 2020, 「「野垂れ死にしると」路頭に迷う「仮放免」外国人 コロナ対策背景」2020年11月28日, (2021年1月19日取得, <https://www.nishinippon.co.jp/item/n/668318/>).
- 法務省, 「仮放免許否判断に係る考慮事項」(2021年1月23日取得, <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/taikyo/syuuyou.html>)
- 法務省出入国在留管理庁, 2020「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル第2版」, (2021年1月23日取得, <http://www.moj.go.jp/content/001319553.pdf>).
- 松田素二, 2020, 「『関与』志向のフィールドワーカーの関門」『理論と動態』13: 2-8.
- Asian Development Bank, 2013, *Impact of the Global Crisis on Asian Migrant Workers and Their Families: A Survey-Based Analysis with a Gender Perspective*, Manila: Asian Development Bank.
- Francis, Nyamnjoh, B., 2015, "Beyond an evangelising public anthropology: science, theory and commitment," *Journal of Contemporary African Studies*, 33 (1): 48-63.
- Jaspan, M.A., 2010, "Anthropology and commitment to political causes," *Anthropological Forum: A Journal of Social Anthropology and Comparative Sociology*, 1 (2): 212-219.
- Padgett, Deborah K., 2008, "Advocacy Research", Given, Lisa M., ed., *The Sage Encyclopedia of Qualitative Research Methods*, Singapore: A Sage Reference Publication
- Scheper-Hughes, Nancy, 1995, "The Primacy of the Ethical: Propositions for a Militant Anthropology," *Current Anthropology*, 36 (3): 409-440.
- Scheper-Hughes, Nancy, 2009, "The Ethics of Engaged Ethnography: Applying a militant Anthropology in Organs-Trafficking Research," *Anthropology News*: 13-14.
- Shokeid, Moche, 1992, "Commitment and Contextual study in Anthropology," *Cultural Anthropology*, 7 (4): 464-477.

(あさと わこう・文学研究科 准教授)